沖縄県立芸術大学大学院造形芸術研究科運営委員会規程

令和４年４月28日
沖芸大規程第107号

（設置）
第１条　沖縄県立芸術大学大学院造形芸術研究科（以下「研究科」という。）における運営について審議するために、研究科委員会に運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。
（所掌事項）
第２条　委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。
⑴　教育計画・履修、その他教務に係る必要な事項に関すること。
⑵　学生募集要項、入学試験の実施、その他入学試験の運営に必要な事項に関すること。
⑶　予算の概算要求、配分、その他予算に係る必要な事項に関すること。
⑷　就学、厚生補導、その他学生生活に係る必要な事項に関すること。
⑸　その他研究科の運営に係る必要な事項に関すること。
（構成）
第３条　委員会は、各専修により選出された教員各１名の委員をもって組織する。
（任期）
第４条　委員の任期は１年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。
２　委員長の任期は２年を超えることができない。
（委員長）
第５条　委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。
２　委員長は、委員会の会務を総理する。
３　委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。
（会議）
第６条　委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
２　委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
３　第３条の委員がやむを得ず欠席するときは､代理者を会議に出席させることができる。
（意見の聴取）
第７条　委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴くことができる。
（庶務）
第８条　委員会の庶務は、教務学生課において処理する。
（雑則）
第９条　この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附　則

この規程は、令和４年４月28日から施行し、令和３年４月１日から適用する。